

商標「丹後・食の王国」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府（以下「府」という。）の登録商標「丹後・食の王国」（平成24年12月14日付け登録第5543229号。以下「本商標」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請等)

第2条 本商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ商標「丹後・食の王国」使用承認申請書（別記第1号様式）を、京都府丹後広域振興局長（以下「局長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 京都府丹後広域振興局（以下「振興局」という。）管内の地方公共団体が使用する場合
 - (2) 振興局管内の地方公共団体が構成員となる団体及び事務局を所管する団体が使用する場合
 - (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
 - (4) その他局長が適当と認めた場合
- 2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

(使用の承認)

第3条 局長は、前条の規定による申請があった場合には、申請の内容を審査し、次の各号のいずれかに該当するときは除き、使用を承認するものとする。

- (1) 府の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (2) 本商標を第5条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあるとき。
 - (3) 府の事業又は府が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (5) 特定の個人、政党、思想又は宗教団体の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
 - (6) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当又は関係するとき。
 - (7) 消費者や利用者の利益を害すると認められるとき。
 - (8) その他局長が不適切であると判断したとき。
- 2 局長は、使用を承認するときは、商標「丹後・食の王国」使用（変更）承認通知書

(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

- 3 使用承認期間は承認日の属する年度の翌々年度の末日までとし、必要に応じて使用期間を短縮することができる。
- 4 前項の使用期間終了後、引き続き使用を希望する者は、再度商標「丹後・食の王国」使用承認申請書の提出を要する。

(使用料)

第4条 本商標の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 本商標を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、局長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 本商標を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 本商標のイメージを損なう使用をしないこと。

(使用実績報告)

第6条 使用者は、使用期間中、その年度ごとの使用実績を、商標「丹後・食の王国」使用実績報告書(別記様式第3号)により、翌年度の4月30日又は使用承認期間の終期から起算して30日を経過する日のいずれか早い日(その日が閉庁日に当たる場合は翌開庁日)までに、局長に対し報告するものとする。

- 2 局長は、使用状況の確認のため、使用者に対し、使用状況を確認できる書類、資料等の提出を求めることができる。
- 3 前項の書類、資料等の提出に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用内容の変更)

第7条 使用者が承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、商標「丹後・食の王国」使用承認変更申請書(別記第4号様式)を局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の変更申請に対する承認については、第3条の規定を準用する。

(使用の取消)

第8条 局長は、本商標の使用がこの規程又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の使用の取り消しは、商標「丹後・食の王国」使用承認取消通知書(別記第5

号様式)により該当者に通知する。

- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該商標の使用、配布、掲示等をしてはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により本商標の使用承認を取り消した場合において、使用承認を取り消された者又は第三者に損害が生じても、府はその責めを負わない。

- 2 本商標の使用承認を受けた者が、その使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、府は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本商標の使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年6月7日から施行する。